## 浜長保険センター安全だより

令和2年8月24日 浜長保険センター 第45号 電話079-246-2561 FAX079-246-2571



新型コロナウイルス感染防止のためのマスク着用などに加え、連日、猛 暑続きの中、熱中症予防のため水分を補給するなど、「新たな日常」とし て、日々、細心の注意に心掛け健康でお過ごしのことと思います。





先日、テレビ番組 (NHK) で「信号のない横断歩道で歩行者横断時の自動車の一時停止状況」の報道がありました。報道によると一時停止率は、全国平均 17.1%、ベスト1位 長野県 68.6% ワースト1位 三重県 3.4%、止まらない理由について

① 停止しても対向車が停止しない ②歩行者が渡るかどうか分からない ③停止すると 追突されるおそれがあるなどの意見がありましたが、インタビューで分かったことは、 「停止はマナーと思っていた」と交通ルールを理解していないドライバーがいました。 報道は、「横断歩道を歩行者が横断しようとしているとき、停止しないのは交通違反です。 マナー違反ではありません。」「歩行者があれば停止しましょう」が趣旨でした。

- ◆ 信号のない機断歩道で歩行者がいたら、歩行者優先で一時停止、機断歩道に近づいたら
- 1 明らかに歩行者がいない ⇒ そのままの速度で走行
- 2 歩行者がいるかも知れない ⇒ 横断歩道の直前で停止できる速度に減速して接近
  - ※ 横断歩道手前に駐・停車車両があれば前が見えず、又対向車線が決滞しているときは、横断 歩道の右側が見えません。死角部分に歩行者がいるかも知れません。
- 3 横断中・横断しようとしている ⇒ 一時停止 (道路交通法第38条) 反則金 普通車9千円、点数2点
- ◆ 横断歩道の手前 30 メートル以内は、追越し禁止 横断歩道手前でバイクがバスを追越して、横断中の歩行者を跳ねる事故があります。 (道路交通法第 30 条) 反則金 普通車 9 千円 点数 2 点
- Q 高速道路でガソリンが切れ、路肩などに停止した場合、違反になるのか?
- A ガソリン切れで路肩に停止することは、例外で違反に該当しませんが、ガソリン切れは、高速 道等を走行するとき、あらかじめ燃料切れ等がないよう点検義務がありますので、それを怠っ た運転者は遵守事項違反(道路交通法第75条10)に触れます。反則金 普通車9千円、点数2点
- Q ガソリン切れによる路肩停止が違反にならないのは、どんな理由か?
- A 「自動車は、高速自動車国道等において、警察官の命令や危険を防止するため、一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。」(道路交通法第75条の8)と定められています。ただし、次の場合は例外として停止、又は駐車が認められています。
  - ① パーキング・エリア、サービス・エリア等に停止し、駐車するとき
  - ② **故障その他の理由**により停車し、又は駐車することがやむを得ない場合 において停車又は駐車のため十分な幅員がある路肩又は路側帯に停車し、 又は駐車するとき(※十分な幅員とは、本線車道に車体がはみ出さない程度)

「その他の理由」として、ガソリン切れ、ラジエーターの水切れ、エンジンの過熱(オイル切れ)、降雪時のワイパー作動不良などはやむを得ない場合に当たる。(昭和 49 年 11 月 5 日高松高裁) 停車するときは、停止表示器材の表示義務があります。(道路交通法第 75 条の 11)

